

# 事前準備

## 1 危機管理課に事前相談

※相談時に事前相談表を作成します



## 2 桜井警察署に犯罪情勢等を聞いてください

※桜井警察署（46-0110）



## 3 自治会内の合意形成



## 4 設置場所管理者等の承諾

※私有地→土地所有者 道路→道路管理者などを指します。



## 5 設置場所付近の方の承諾

※設置によって住居の全部又は一部が撮影範囲に入る方の承諾が必要です。



## 6 機器等の選定



## 7 市から補助金交付団体となったとの連絡

※予算の範囲内で補助金交付団体を決定します。



## 8 交付申請書の作成・提出

2～6までは流れの目安です。